

令和8(2026)年1月8日 第7-19号

## ② 物価高対応子育て応援手当等を給付します

問 こども福祉課(内線164)

国が実施する0歳から高校3年生までの子どもに対し1人当たり2万円を支給する「物価高対応子育て応援手当」のほか、市独自で実施する国の重点支援地方交付金を活用した「乳幼児等子育て応援手当」・「障がい児子育て応援手当」を対象者に支給します。

※昨年末に発送した市からのお知らせが届いた方は、申請の手続きは必要ありません。公務員の方は1月31日までに申請をお願いします。新生児については、申請時期に合わせて振り込みとなります。

対象児童 【物価高対応子育て応援手当(対象児童1人当たり2万円給付)】

- (1) 令和7年9月分の児童手当支給対象児童
- (2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

【乳幼児等子育て応援手当(対象児童1人当たり1万円給付)】

令和8年1月1日時点で笠間市に住所がある

- (1) 0~2歳児
- (2) 3~5歳児で幼稚園や保育園などへ入園していない子ども

【障がい児子育て応援手当(対象児童1人当たり1万円給付)】

令和8年1月1日時点で笠間市に住所がある次のいずれかに該当する児童

- (1) 身体障害者手帳を所持している
- (2) 療育手帳を所持している
- (3) 精神障害者保健福祉手帳を所持している
- (4) 特別児童扶養手当対象児童
- (5) 小児慢性特定疾病医療受給者
- (6) 障害福祉サービス・児童サービス利用者
- (7) 医療的ケア児

支給対象者 上記児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い方(児童手当受給者)

支給日 2月10日(火) ※申請不要の方



詳しくはこちら

## ③ 無許可の廃棄物回収業者にご注意ください

問 資源循環課(内線128)

市の職員を装って、チラシを配りながら市内を巡回している無許可の回収業者にご注意ください。市の職員が回収に訪問することはありません。

ご家庭で不要になった廃家電や粗大ごみなどを無許可の廃棄物回収業者に依頼すると、ごみが適正に処分されずに不法投棄に繋がったり、作業後に高額な料金を請求される恐れがあります。

【無許可業者には次のような特徴があります】

- ・ 指定日時を記載したチラシを配布し、玄関先などに置かせたごみを回収
- ・ スピーカーなどで大音量を流しながら街中をトラックで巡回
- ・ 空き地などに無料回収や不要品回収と書かれたのぼりや看板を立てて回収
- ・ インターネットで広告



環境省パンフレット

【ごみの適正な処分をお願いします】

ご家庭のごみを回収するには、市の「一般廃棄物処理業の許可」が必要です。「産業廃棄物処理業の許可」や「古物商の許可」では回収できません。ごみの出し方のルールに従って集積所や環境センターを利用するか、ごみの処理を業者に依頼する場合は、市の許可を取得している事業者に依頼してください。

また、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機などは家電リサイクル法の対象品目となりますので、購入店や家電量販店にお問い合わせください。



詳しくはこちら